

電子政府利用促進週間のお知らせ

平成29年10月30日(月)から11月5日(日)までは、電子政府利用促進週間です。

本週間は、オンライン申請の利便性を向上させ、オンライン申請の一層の普及・拡大を図るため、利用者に対する普及啓発と利用者ニーズの把握等に努めるものです。

各府省では、本週間を契機として、①ホームページ、広報誌等各種広報媒体を活用したオンライン申請のメリット等の周知、②士業、企業担当者等申請を行う機会の多い方に対する説明会・講習会等の開催、③申請窓口等における利用者への案内等を通じたオンライン申請の利用勧奨、④利用者へのアンケート調査等を通じた利用者のニーズの把握と利便性を向上させる取組への活用等を図ることとされています。

オンライン申請は、行政機関の窓口を意識することなく、「いつでも」、「どこでも」手続きを行うことができ、大変便利です。また、オンライン申請を利用することで行政機関の窓口に出向くための時間やコストが節約できます。

オンライン申請ができる主な国の申請システムと手続は、下表のとおりです。

どうぞこの機会に、積極的なオンライン申請の御利用をお願いします。

インターネットで利用できる国の手続

システム名・URL	主な手続
登記・供託オンライン申請システム http://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/	登記申請、登記事項証明書等の交付請求、供託申請等
国税電子申告・納税システム (e-Tax) http://www.e-tax.nta.go.jp/	国税申告手続、給与所得の源泉徴収票(及び同合計表)、国税納付手続等
電子政府の総合窓口 (e-Gov) http://www.e-gov.go.jp/shinsei/	厚生年金保険、健康保険、雇用保険等社会保険・労働保険関係分野の手続等
輸出入・港湾関連情報処理システム (NACCS) http://www.naccs.jp/	輸入(納税)申告、輸出申告、船舶等の入出港手続等
特許庁電子出願システム http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/	特許庁に対する産業財産権出願関連手続(特許・実用新案・意匠・商標の出願手続及び登録料の納付手続等)
自動車保有関係手続のワンストップサービス (OSS) http://www.oss.mlit.go.jp/portal/	自動車の新車新規登録、変更登録、移転登録、抹消登録、継続検査

このほか、<http://www.e-gov.go.jp/doc/facilitate/system.html>にも掲載されています。

(注) オンライン申請には、原則として電子証明書が必要です。詳しくは、上記申請システムの案内等で御確認ください。